

パンチグループサステナブル調達ガイドライン

パンチグループは、サステナブル調達方針に則り、パンチグループの調達の基準として、以下のガイドラインを遵守することに努めます。

1. 法令遵守と国際規範の尊重

・法令遵守

企業活動を行う国・地域で定められた法令に抵触する行為は行わない。

・公正・公平な取引

企業活動を行う国・地域の独占禁止法などの関連する法令を遵守し公正で公平な競争に基づく取引を推進する。

2. 人権尊重・労働環境・安全衛生への配慮

・人権尊重と労働環境

国際労働機関（ILO）を基準とし、SDGs目標8の働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を目指し、企業活動を行う国・地域の法令に従い、従業員の労働時間は法規制上に定められている限度を遵守する。

・適切な賃金及び手当

企業活動を行う国・地域の法令に従い、最低賃金、残業代、および手当や賃金控除など、その他給付等に関する法令に従い、従業員に適切な賃金を支払う。

・人財の多様性を含む人財の育成

企業等における人財の多様性（ダイバーシティ）を確保し、女性活躍を推進するなど、人財の育成に関する社内環境を整備する。労働安全衛生に対するリスクを特定・評価し、従業員の健康と安全を確保する。特に妊娠中、授乳期間中の女性従業員、障がいを持つ従業員、高齢従業員へは適切な範囲で配慮する。また、従業員によって使用される機械装置、提供される施設（寮、食堂、トイレなど）について安全上のリスクが存在しないか評価し、適切な安全対策を講じる。

・ハラスメントの禁止

あらゆるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）、虐待、強制など職場における非人道的行為は認めない。

・差別の禁止

雇用や処遇（採用、昇格、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲戒、解雇、退職等）において、法令で保護される個性（人種、障がい、性別、性自認、宗教、年齢、民族、国籍、婚姻等）を理由とした差別は禁止する。

・強制労働の禁止

国際労働機関（ILO）を基準とし、企業活動を行う国・地域の法令に従い、拘束、強制労働、非人道的な囚人労働を禁止し、奴隷制、人身売買による労働力は用いない。従業員の就業を強制することなく、自由に離職または雇用関係を終了できることを尊重する。

- ・ 児童労働の禁止

国際労働機関（ILO）を基準とし、企業活動を行う国・地域の法令に従い、最低就業年齢に満たない児童による労働は禁止する。

- ・ 紛争鉱物への対応

紛争地域および高リスク地域などにおいて、武装集団に対する支援や深刻な人権侵害、環境破壊などに関わる紛争鉱物であるタングステン、タンタル、すず、金（3TG）の4物質が含有されている材料および製品の調達を回避するための責任ある調達活動に努める。

3. 環境保全活動の推進

- ・ 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量の自社目標を設定し、生産・開発・物流・オフィスなどにおいて、エネルギー効率改善、再生可能エネルギーの導入等を通じて、継続的な温室効果ガス排出量削減活動を行う。

- ・ 廃棄物削減

廃棄物の適正処理を行い、リデュース（削減）、リユース（再利用）リサイクル（再資源化）の3Rを推進し環境負荷低減等、環境保全活動に取り組む。

- ・ 製品含有化学物質の管理

企業活動を行う国・地域の法令に従い、有害物質を特定し法規制を遵守し、事業活動に係わる化学物質を適正に管理する。

- ・ 生物多様性の保全

事業活動において生物多様性に与える影響を考慮し、悪影響を最小限にとどめる。

4. 倫理基準の保持

- ・ 腐敗防止

あらゆる種類の腐敗行為、贈収賄、汚職、恐喝、横領などは行わない。

- ・ 不適切な接待・贈答の禁止

顧客・サプライヤーとの不適切な接待・贈答を受けたり、行ったりしない。

5. 品質と安全性の確保

- ・ 高品質な製品・サービスの提供

企業活動を行う国・地域の安全法規とともに、顧客との品質基準、各種安全基準を満たした高品質な製品・商品・サービスを提供する。

- ・品質確保の仕組み構築

品質マネジメントシステムを構築し、品質方針に準じた施策を実施し、品質保証に対しP D C Aサイクルを回しながら継続的改善を行う。

6. 知的財産の保護

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転については知的財産権が守られた形で実施すると共に知的情報を保護する。

7. 情報セキュリティ管理

- ・ネットワークのセキュリティ管理

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して防御策を講じ、自社および他者に被害を与えないよう厳正な管理をする。

- ・個人情報および秘密情報の管理

顧客、サプライヤー、第三者、従業員など全ての個人情報および秘密情報は関連する法規制を遵守し、正当な方法で入手するとともに適切に管理・保護する。

※本ガイドラインは、変化する国際社会からの要請により、適宜に見直し、改定していくものであり、当社からサプライヤー様にお願いする全てを網羅しているものではないことをご理解願います。

2023年4月25日 制定